



子どもの声を聴く



「子どもが豊かに育つ社会を目指して、一步踏み出す大人を増やしたい」という思いから始まった本講座は今年で7年目を迎えました。これまで「貧困」「虐待」「発達障害」などをテーマに取り上げ、普段、見落とされがちな現代の子どもが抱える問題とその実情を学んできました。

今年度は「子どもの声を聴く」をテーマに、様々な不安に押しつぶされそうな社会の中で、過度に大人の期待を背負わされている子どもたちに焦点を当て、“なぜ子どもの本当の姿が見えにくくなっているのか”“では実際に子どもたちはイマ何を望み、求めているのか”について、改めて目を向け・気づき・考える機会を持ちたいと思います。

講座は、臨床心理やアドボカシーの専門家をお招きし、簡単なワークショップもまじえながら子どもの声を聴く姿勢や必要性、実践方法などを学びます。会場の皆さんと共に、目の前にいる子どものイマ・望むことにもう一度目を向け、耳を傾けてみませんか。皆さんのご参加を心からお待ちしております。

※コロナ感染状況により開催方法を変更する場合があります

第1回目 講演・WS

12月12日(日) 10時~12時



『マルトリートメントってなんだろう？ 子どもの心に近づいてみよう』

講師：武田 信子 氏 (一般社団法人ジェイス代表理事・臨床心理士)

定員：Zoom25名 会場 25名 (福井県社会福祉センター)

参加費：1,500円 (事前振込み)

武田氏著書：Amazon 家庭教育部門ベストセラー第一位
『やりすぎ教育』(ポプラ新書)
NHKTV「あさイチ」「すくすく子育て」等、子育てに関する
メディア出演多数



第2回目 講演・WS

1月23日(日) 10時~12時半



『一人ひとりの子どもの声を大切に ~子どもアドボカシーとは~』

講師：原 京子 氏 (こどもフォーラム代表・一般社団法人子どもアドボカシーセンターNAGOYA 理事)

定員：Zoom70名 会場 50名 (福井県社会福祉センター)

参加費：1,500円 (事前振込み)



大人が学びあう講座のお申し込みはこちらのQRコードからどうぞ

<連絡先>

特定非営利活動法人 福井県子どもNPOセンター
〒918-8106 福井市木田町 36-1 コーポ木田 201
TEL: 0776-97-8460 E-mail: childnpo@muse.ocn.ne.jp



◆ 講師略歴 ◆

講師：武田 信子 氏

一般社団法人ジェイス代表理事。臨床心理士。元武蔵大学教授。東京大学教育学部非常勤講師、カナダのトロント大学・オランダのアムステルダム自由大学大学院客員教授等歴任。心理、教育、福祉の観点から、体と心と脳のウェルビーイングな発達を保障する養育環境の実現とマルトリートメントの予防のために、対人援助職の専門性開発に力を注ぐ。全国で子育て支援関連の講演や研修多数。Amazon 家庭教育部門ベストセラー第一位『やりすぎ教育』（ポプラ新書）、『育つ・つながる子育て支援』（チャイルド本社、共著）、『子ども家庭福祉の世界』（有斐閣、共編）、『保育士のための子育て支援ガイドブック』（中央法規出版）、『子どもの放課後に関わる人のQ&A50』（学文社、共編）、『育てることの困難』（人文書院、共著）『社会で子どもを育てる』（平凡社新書）『親が楽になる 叱らないでOK！な子育て』（クーヨン増刊、共著）等著書多数。FB グループページ「遊ぶ・学ぶ・育つ」「だっことおんぶを語る会」管理人。NHKTV「あさいち」「すくすく子育て」等、子育てに関するメディア出演多数

講師：原 京子 氏

元石巻市子どもセンターらいつ施設長を経て、現在は、こどもフォーラム代表に就任。一般社団法人子どもアドボカシーセンターNAGOYA 理事／事務局長としても活動中。



福井県子どもNPOセンターの支援会員を募集

子どもたちの文化を豊かに育むこと、思いっきり子ども時代を過ごせること、そんな子どもたちひとりひとりの個性の輝きを応援するサポーターを募集しています。

支援会員

- ① 賛助会員… 子どもNPOセンターの目的に賛同し活動を支援する会員
個人会員会費 一口年額 5,000円
団体（法人）会員 一口年額 10,000円
- ② ボランティア会員… 子どもNPOセンターの目的に賛同し、活動にボランティアとして協力または参加する個人
一口年額 1,000円

会員の特典

- [特典1] 子ども・文化情報誌「こどもChannel」の送付
- [特典2] 講演会や舞台公演などセンター主催事業のご案内と、講演会の参加費無料
- [特典3] 賛助会員がかかわる社会貢献活動の情報を「こどもChannel」に掲載することができます
- [特典4] ご希望の方には子どもNPOセンターの旬な情報をメール配信します（未来のたね通信）

税制上の優遇措置について

「認定特定非営利活動法人」へのご寄付や、正会員以外の年会費等は、下記のような税制上の優遇措置（寄附金控除）が受けられます。ぜひご利用ください。

(1) 個人のご寄付

<所得税>

（寄付金の合計額－2000円）×40%が税額控除されます。（上限：所得税額の25%）

<住民税>

自治体によって異なります。お住まいの自治体にお問い合わせください。

<相続税>

相続または遺贈により財産を取得した方が、取得した財産を相続税の申告期限内に寄付した場合、寄付をした財産には相続税が課税されません。

(2) 法人のご寄付<法人税>

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、損金算入することができます。

詳細なについては、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。また、国税庁のウェブサイトでも手続きの詳細が掲載されています。